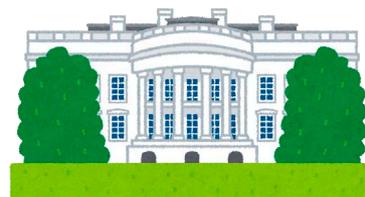


(第23回) 米国における商標制度に関する動向



(一財) 知的財産研究教育財団知的財産研究所ワシントン事務所所長
蛭田 敦 (HIRUTA Atsushi)

1. はじめに

米国の新政権が発足してから半年以上が経過したが、大統領府に端を発するニュースが引き続きマスメディアをにぎわせている。トランプ大統領による知的財産関連政策がどのように展開されていくのかは予断できないものの、同大統領により指名された商務長官やUSPTO長官¹の経歴などから、知的財産が従来よりも強く保護されるようになるとの知的財産関係者の期待がある。拡張工事が続くリンカーン記念堂では、リンカーン像が連邦議事堂や最高裁判所に視線を向けている。自ら特許を取得してお

り、「The patent system added the fuel of interest to the fire of genius」との言葉も残したリンカーン大統領のように、現政権も知的財産を重視した政策運営を行ってくれるのか注目したい。

これまで特許を話題とすることが多かったので、今回は、商標をテーマとして近年の動向を紹介する。

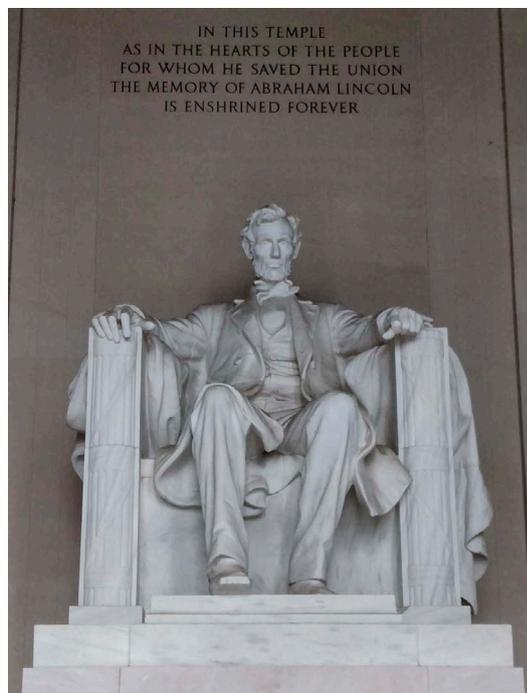
2. 最高裁判決 —Dewberry Group v. Dewberry Engineers—

米国連邦最高裁判所は、2025年2月26日、Dewberry Group v. Dewberry Engineers事件の第4巡回区連邦控訴裁判所の判決を全会一致で取り消し、同事件を差し戻した²。

本件は、商標権者のDewberry Engineers (原告) が保有する「Dewberry」商標について、Dewberry Group (被告) による商標権侵害が争われたものである。連邦地裁は、被告による商標権侵害を認め、4,300万ドルの賠償金の支払いを同社に命じた。Dewberry Groupは地裁判決を不服として、第4巡回区連邦控訴裁判所に控訴したが、同裁判所においても連邦地裁の判決が支持された。

本件の争点は、Dewberry Groupに命じられた損害賠償額の算定において、同社の関連会社が商標権侵害により得た利益分が含まれていたことである。不動産業を営むDewberry Groupとその関連会社とは、同一人物により所有されており、Dewberry Groupは関連会社の財務などをサポートすることで手数料を得ているが、その手数料は市場価格よりも低く、ほとんど利益がない。他方、関連会社は、所

図1 リンカーン像



1 本稿執筆時ではUSPTO長官の任命に至っていないが、上院司法委員会の承認を得た John Squires氏が任命される見通しとなっている。

2 https://www.supremecourt.gov/opinions/24pdf/23-900_19m1.pdf

有する不動産の賃貸により利益を得ていた。

連邦商標法（ランハム法）§ 1117 (a) には、「被告」の利益を回収することができる旨が定められており、文言どおりに解釈すれば、被告の関連会社が商標権侵害によって得た利益を回収することができない。他方、同条文には裁判所が利益を基にする回収額が不十分又は過大であると認める場合、裁量により事件の事情に応じて正当であると認める金額を定めることができると規定されているなど、衡平法の観点も含まれており、原告は、被告の利益に基づいた回収額が不十分である場合に関連会社が得た利益も考慮されるべき旨を主張した。下級審では原告の主張が認められ、関連会社の利益を含めて損害賠償額が算定された。

最高裁判所は、下級審がDewberry Groupとその関連会社とを一体の事業体であるかのように扱い、商標法上の「被告の利益」を認定したことは誤りであるとした。また、最高裁判所は、会社法にも触れて、異なる会社を一体として扱うことは、それぞれの会社は独立しているという長年培われてきた原則を損なうものであるとの見解を示した。さらに、法令上の「被告」は、侵害に対する救済や回復を求めている当事者本人のみであるという通常の意味で解されるべきであり、本件においてはDewberry Groupのみが被告となる旨が判示された。

下級審の判決が支持された場合には、従来の一般的な法解釈や訴訟対応の変更を迫られる可能性があったことから、本件において最高裁がどのような判断を示すのかが知的財産関係者から注目されていた。なお、最高裁判所はDewberry Engineersが主張した法令上の正当な賠償に関する解釈については判断しておらず、その解釈の幅は依然として広いとする意見もある。

3. USPTOにおける運用変更

(1) 料金改定

USPTOは、2025年1月に商標出願などの手数料を改定した。出願人にとって特に影響が大きいと考えられる変更点は表1に示すとおりである。

表 1

商標関係手数料	現行	改定後
商標出願時の手数料		
商標出願手数料（紙、1区分）	\$750	\$850
商標出願手数料（TEAS Standard、1区分）	\$350	廃止
商標出願手数料（TEAS Plus、1区分）	\$250	廃止
商標出願手数料（電子、1区分）	-	\$350
指定商品・役務を自由記載する場合の手数料	-	\$200
国際商標出願手数料（1区分）	\$500	\$600
国際商標出願の事後指定手数料（1区分）	\$500	\$600
指定商品・役務に関する情報に不備があった場合の手数料	-	\$100
1区分における文字数が1,000文字を超える場合の手数料	-	\$200
権利更新時の手数料		
権利の更新手数料	\$300	\$325
更新時の使用宣誓書のための手数料（電子）	\$225	\$325
その他の手数料		
審査段階での第三者による情報提供の手数料	\$50	\$150

紙出願、電子出願ともに値上げとなるが、特に電子出願の値上げについて確認しておく必要がある。これまで、商標の電子出願についてはTEAS StandardとTEAS Plusという2つの出願システムを利用した出願が可能であり、指定商品・役務の自由記載が可能なTEAS Standardを利用する場合は350ドル、USPTOが指定する商品・役務に限定して利用可能なTEAS Plusを利用する場合は250ドルが必要とされていた。USPTOは、商標出願システムの刷新により、TEAS Standardを廃止し、TEAS Plusの後継となる新システムを導入した。表に示されるとおり、USPTOが特定する指定商品・役務に限定して出願する場合には250ドルから350ドルに100ドルの値上げとなり、また、指定商品・役務を自由記載とする場合には350ドルから200ドルの追加手数料が追加された550ドルとなり200ドルの値上げになる。加えて、従来は指定商品・役務に不備があった場合には無料で修正することができたが、今後は100ドルの手数料が発生することになり、文字数の超過による手数料も発生する。さらに、マドリッド協定議定書に基づく商標の

国際登録出願に関する手数料の値上げにも留意する必要がある。

USPTOによる2024年11月18日付官報³によれば、これらの料金改定は、商標制度を適切に運用するために必要なものであると説明されている。この官報には、料金改定の根拠情報として、表2のとおり、今後の商標出願件数、審査官数、ファーストアクションまでの期間（FA期間）・最終判断までの審査期間（TP期間）に関する予測も提示されている。

表2

年度	2025	2026	2027	2028	2029
出願件数	774,000	817,000	863,000	912,000	964,000
増減率	4.6%	5.5%	5.6%	5.7%	5.7%
審査官数	806	841	876	913	948
FA期間（月）	7.5	6.3	5.9	5.5	4.9
TP期間（月）	13.5	11.3	10.9	9.5	8.9
料金徴収予定額 （百万ドル単位）	583	642	668	697	725

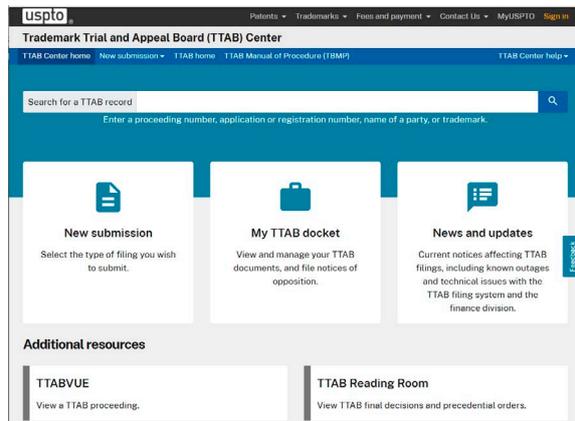
(2) ITシステムの変更

USPTOは、クラウドシステムへの対応や、旧来のプログラム言語で作成された旧システムからの脱却などを目的として、様々なITシステムの更新を行ってきた。上述の手数料変更に関連して商標出願システムの変更について触れたが、それ以外にも商標関連のITシステムが変更されている。

商標審判部（Trademark Trial and Appeal Board：TTAB）への異議申立て手続などに利用できる新システム「TTAB Center」⁴は、ベータ版として、2024年8月から運用が開始されている。このシステムは、従前のシステムである「Electronic System for Trademark Trials and Appeals（ESTTA）」と並行して試験運用され、利用者は、試験運用の期間中、TTAB Centerのベータ版とESTTAとのいずれかを選択して異議申立てを行うことができる。

USPTOは、このシステムのベータ版を提供する

図2 TTAB Center



ウェブサイトに設けられたフィードバック機能により、利用者からの意見や改善提案を受け付け、利用者からのフィードバックを正式なシステムリリースに向けて活用する意向である。加えて、USPTOは、数年をかけて、既存のESTTAに置き換える形で、TTAB Centerを商標審判部への手続全般の総合プラットフォームとしていく意向も示している。TTAB Centerは、より安全でレジリエントなシステムを目指しており、手続書類のドラフトの保存や共有を行う機能や、係属中・完了後の事件全ての手続書類を一括管理する事件記録を表示する機能なども提供する予定としている。2025年5月には、TTAB Centerから取消審判の請求が可能となり、旧ESTTAを経由する同請求は同年7月までとなる旨が通知された。

TTAB Centerを利用して手続を行うには、事前にMyUSPTOのアカウント登録を行う必要がある。また、手続に当たっては二段階認証が求められる。このアカウントにログインする際の認証方法も2025年5月に変更され、従来は利用できていたショートメッセージサービス（SMS）による認証方法や、音声通話による認証方法は利用できなくなった。利用者は、従来から存在する電子メールを利用するか、①Okta社製のアプリケーション「Okta Verify」、②タイムベースワンタイムパスワード

3 <https://www.federalregister.gov/documents/2024/11/18/2024-26644/setting-and-adjusting-trademark-fees-during-fiscal-year-2025>

4 <https://ttabcenter.uspto.gov/>

(TOTP)、③Fast Identity Online (FIDO2) デバイスのいずれかから第2認証要素を選択することになる。

(3) 不正な商標出願への対応

USPTOは、近年、商標出願の手続要件を満足していないといった不正な商標出願の対応にも積極的に取り組んでいる。

2024年9月27日には、USPTOから発行されているニュースレターにおいて、商標出願手続の代理人資格が他者によって盗用されていないか、実務家に確認が依頼されている。代理人資格の盗用は、米国外の出願人に対して米国の代理人による代理手続を求めている商標規則の回避を目的として行われていると考えられている。USPTOによれば、その回避行動の態様は変容しつつある模様である。

実務家には、身に覚えのない商標出願がないかを商標検索により確認すること、そして、不正な出願があった場合にはUSPTOに通報することが求められている。USPTOは、不正な手続を行った者に対して、USPTOへの電子出願などで利用できるアカウントの停止措置などを行う方針を示し、また、商標代理人の氏名が詐欺行為に悪用され得ることについても併せて注意喚起を行った。

2025年6月に、USPTOは、不正な署名を利用して商標出願を行っていた米国外の企業に対して制裁を与える命令を発した。問題となったStelcore Management Services社は、出願人代理人の署名を不適切に利用するとともに、署名や代理人に関する誤った情報を提出するなどしていた。この命令で、USPTOは、不適切な署名が規則回避を目的として利用された場合には手続を修正することが不可能であり、商標出願や商標登録が無効化され得る旨を説明している。本件では不適切な商標出願の手続が中止されており、本件を先例として指定する旨も説明されている。

なお、電子署名の不正利用に関する取り締まりは特許出願に対しても行われており、USPTOは、2024年10月2日に、第三者による電子署名の不正利用があったとして、USPTOに係属中の3,100件

の特許出願手続を中止したと発表している。USPTOへの出願手続においては、本人確認のために電子署名を利用することができるが、本件は「S-Signature」と呼ばれる電子署名の不正利用に関するものである。S-Signatureは、特許規則で認められている署名形式であり、氏名の前後を「/」で囲むこととされている。この不正行為は、極小事業体の証明書に同一の電子署名が多数利用されていたことから発覚した。USPTOは、署名の真正性を確認するために、手続を行う者に対して証拠の提出を求めることができ、USPTOを欺く、規則を回避するといった不正な目的で書類を提出した者に対しては、制裁が与えられる旨も特許規則に定められている。

(4) 不正な商標登録への対応

USPTOは、2024年10月28日付の官報において、登録商標の監査方法を変更する旨を公表し、登録商標の正当性を確保するために、監査内容を強化した。2017年から開始された登録商標の監査プログラムにおいては、商標の継続的な使用の証明や、商標の不使用に関する正当な理由の証明のために商標権者が提出する宣誓書又は宣言書について、USPTOがそれらの監査に必要な情報を追加的に要求することができるとされてきた。

従前は、監査対象はUSPTOにより無作為に選択されるのみであったが、この運用変更により、商標の商業的な利用が疑問視される特徴が登録書類や登録更新書類から確認された場合にも監査が行われることになった。具体的には、登録書類などに電子的な改変が認められた場合や、商取引が行われない見本サイト (specimen farm website) の印刷物が使用証拠として提出された場合などにおいて、商標権者に対して追加の証拠提出が求められる。

USPTOは、2025年5月に不利用により商標権が抹消された商品・役務が50,000件に達した旨を報告した。これらは査定系の抹消手続や再審査によるものであり、取り消された商標の多くは、見本サイトに関連した登録についてUSPTO長官が率先して抹消手続を開始したものとされている。USPTOは、安価な手数料で商標出願を請け負う事業者を

「Filing Firm」⁵と呼称している。その事業者の中には、自ら電子商取引サイトを構築し、偽装見本により商標の使用を見せかけている者もいて、実際には商取引に商標が利用されていない場合があるとしている。商標出願人には、商標出願の代理を事業者に依頼する際に、その事業者がライセンスを有する者であるかどうかを確認することが求められる。他方、不適切な商標登録がビジネスの障害となっている者に対しては、それらの商標登録を抹消するための手段も紹介されている⁶。

図3 USPTOウェブサイトでの報告



(5) 審査期間の短縮

USPTOにおける商標審査の課題の1つは審査期間の長期化であった。そのため、USPTOは、審査官の増員や、審査の効率化などに積極的に取り組んできた。2025年月にリニューアルされた「Trademarks Dashboard」⁷では、四半期ごとの平均審査期間が報告されている。同ウェブページに掲載されている図4、図5のグラフでは、年度目標値

(年度単位で同一値)と実績値とが示されているが、2022年には、最初の審査通知までの期間 (First Action Pendency)、最終判断までに要したトータル期間 (Total Pendency) とともに、目標値を超えて遅延していたことが分かる。その後の2年間も審査期間は長期化したままであったが、2025年度 (2024年10月から)には目標値が大幅に改善され、実績値も目標を達成する程度に短縮されている。これは、USPTOのマネジメント層や審査官による努力の成果といえるだろう。

なお、USPTOは、2024年10月23日のプレスリリースにおいて、商標審査官や商標審判部の職員などにより組織されている労働組合 (National Treasury Employees Union (NTEU) Chapter 245) とUSPTOとの間で、団体交渉協定が結ばれた旨を報告している。この協定は即時に発効しており、有効期間は5年間とされているが、その後の継続に関する条項も含まれている。団体交渉に関しては、2001年に協定が結ばれた後、20年以上更新されていなかった。団体交渉協定には、労使間での事前協議や労使間の協力が保証されることなどが定められている。この協定により、USPTOと労働組合との協力関係が強化されることが期待されている。

図4 First Action Pendencyの推移
First action pendency, last three years

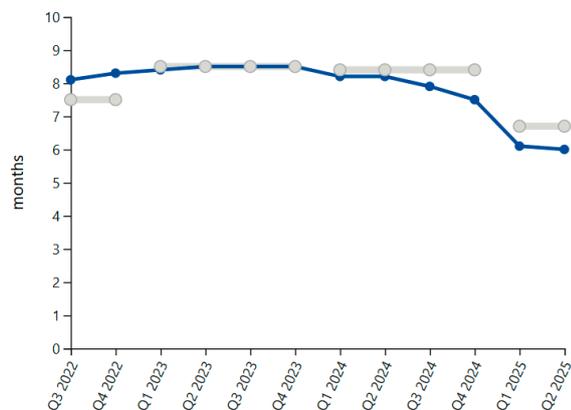
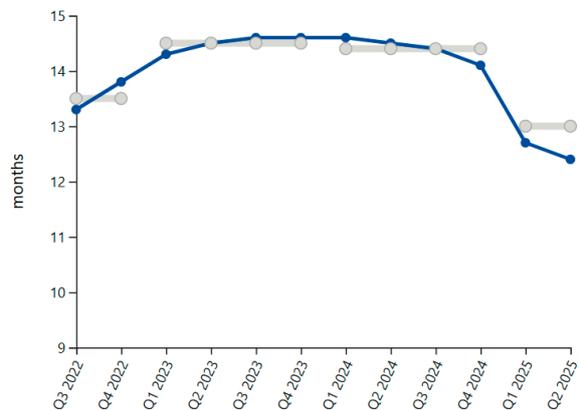


図5 Total Pendencyの推移
Total pendency, last three years



5 <https://www.uspto.gov/trademarks/protect/filing-firms>

6 <https://www.uspto.gov/trademarks/protect/requesting-expungement-or-reexamination-proceeding>

7 <https://www.uspto.gov/dashboard/trademarks/>

4. INTA 年次会合

国際商標協会（International Trademark Association：INTA）は、その名の示すとおり、商標関係者により組織された国際的な機関である。例年、INTAはパネルディスカッションなどの講演と展示会とを組み合わせた年次会合を開催しており、2025年の開催地は米国サンディエゴであった。私は昨年のアトランタでの年次会合に続いて2回目の参加となったが、サンディエゴにも世界中から多くの知的財産関係者が集合し、大きなにぎわいを見せた。開催地である米国からの参加者のみならず、中国やインドなどアジアからの参加者や、ブラジルやメキシコなどの中南米からの参加者なども多く、また、出身地を聞いてもすぐには場所を思い出せないような地域からの参加者もいて、国際色が豊かなイベントであった。また、商標のみならず、特許や著作権など、知的財産全般に関与している参加者も多かった。INTAのウェブサイトによれば参加者は10,000人を超えたようであるが、INTAには参加せずに会場周辺での打ち合わせなどに来ていた知的財産関係者も多かった。

INTA年次会合では、パネルディスカッションなどの講演と、知的財産関連の展示会とが並行して開催される。複数の会場で同時並行される講演は、多彩なトピックを扱っており、講演者の属性も法曹関係者、政府関係者、ビジネスオーナーなど様々であった。各地域の裁判官を講演者として近時の判例などを紹介するパネルディスカッションや、日米欧中韓の商標5庁（TM5）とINTAとのジョイントワークショップなどもあり、会場には多くの聴衆が集まった。

展示会では、法律事務所や知財関連サービス事業者、そして政府機関などが趣向を凝らしたブースを出展しており、華やかな雰囲気が演出されていた。日本の特許庁は、悪意の商標出願や模倣品の防止を呼び掛ける内容で出展した。来訪者の多くは、真正品と模倣品とを見比べ、品質の違いや模倣品の危険性などに関心を示していた。米国でも路上に模倣品が並べられ販売されている様子を目にすることはある。模倣品の購入に伴うリスクを消費者側が理解す

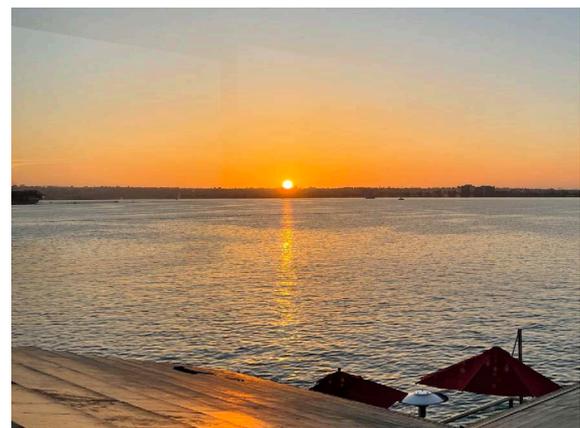
図6 講演会場の一例



図7 展示ブース



図8 サンディエゴの夕日



ることも大切である。

INTA年次会合の魅力は、多くの知的財産関係者と出会うことができ、そこから新たなコミュニケーションが発生することである。また、知的財産関係

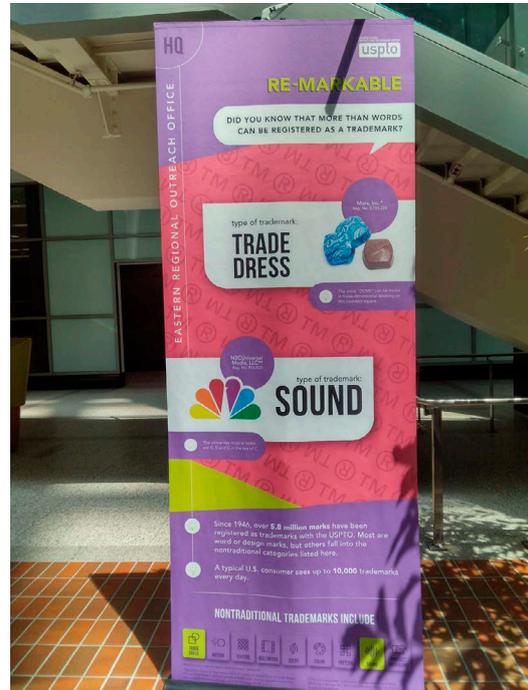
者の最新の活動状況を知ることができる点も大きなメリットであると考えられる。来年はロンドンに開催地が移るため、参加者の属性割合などが変化し、新たな出会いが生まれることも期待される。今年の会合はサンディエゴの夕日のような美しい余韻を残して終了したが、このような盛大な知的財産関連イベントが継続的に開催されることを期待したい。

5. おわりに

米国でビジネスを行う際には、製品・サービスそしてブランドイメージを守るために、商標を取得することが大切である。USPTO本庁舎に掲示されている図9の案内板によると、1946年以降にUSPTOに登録された商標は580万件を超えており、また、一般的な米国の消費者は1日当たり1万もの商標を目にし得るようである。オンライン取引における模倣品対策に関しては、経済協力開発機構（OECD）が作成したガイドラインへの意見募集をUSPTOが実施するなど、米国が積極的に関与する姿勢も見られる。米国の現政権による関税政策などがビジネス

の態様を変化させる可能性もあるが、ビジネスオーナーには戦略的に商標を取得することが推奨される。

図9 商標に関する案内板



蛭田 敦 (HIRUTA Atsushi)

2002年に特許庁に入庁。特許審査官、審判官のほか、審査基準室長補佐（基準企画班長）、総務課長補佐（法規班長）、審判課審判企画室課長補佐、調整課長補佐（企画調査班長）、特許情報室長などを経験。2011年7月から2013年6月まで客員研究員としてボストン大学ロースクールに滞在。2023年6月から現職（ジェトロニューヨーク知的財産部長を兼務）。